昭和34年12月26日 34税第1,170号

総務部長

国税徴収法(昭和34年法律第147号)の施行に伴い、電話加入権の差押手続等について、日本電信電話公社、自治庁及び国税庁三者協議の結果、次のとおり改められたから、昭和35年1月1日からこれによることとし、実施にあたりいかんのないようにされたい。

記

- 1 差押え及び差押解除の手続について
  - (1) 電話加入権の差押えをする場合は、差押通知書(別紙様式第1号)を差押えをする電話 加入権の電話加入原簿を備え付けている電話取扱局(以下「取扱支店等」という。)あて送付すること。この場合においては、差押通知書の副本を添付するとともに、返信 用封筒(表書を記載して切手をはること。以下同じ。)を同封すること。

なお、電話加入権を差し押さえた場合は、差押調書(別紙様式第2号)を作成するとともに、滞納者に対しては差押調書の謄本を交付しなければならないが、この謄本の交付は差押えの効力発生の要件ではなく、取扱支店等への差押通知書の送達が、差押えの効力発生の要件であることに留意すること。

- (2) 差押通知書を郵便により送達するときはできるだけ書留郵便によることとし、交付送達の方法によるときは受領のあつたことを証する文書を作成すること。
- (3) 電話加入権の差押えを解除する場合は、差押解除通知書(別紙様式第3号)にその副本を添付し、返信用封筒を同封して取扱支店等あて送付すること。

なお、滞納者に対しては、差押解除通知書(別紙様式第4号)を送付すること。

(4) 差押通知書又は差押解除通知書に記載する第三債務者名は「東日本電信電話株式会社」又は「西日本電信電話株式会社」とし、送付先は取扱支店等とすること。

なお、差押通知書等の作成に当たつては、滞納者及びその住(居)所を正確めいりょう に記載すること。

- 2 差押え及び差押解除の登録について
  - (1) 取扱支店等においては、差押通知書の送付を受けたときは、電話加入原簿に差押え の登録を行つた上、差押通知書に添付して送付された差押通知書副本の「備考」欄に 差押通知書の受付年月日、受付番号及び差押登録済の旨を記載して返送することとな つていることに留意すること。
  - (2) 差押解除の場合についても(1)に準ずるものであること。
- 3 電話加入権に質権が設定されていたとき等の表示について

差押えをした電話加入権について、電話加入権質に関する臨時特例法(昭和33年法律第138号)第1条の規定により質権が設定されているとき又は仮差押え若しくは仮処分がされているときは、取扱支店等は2(1)により返送する差押通知書副本の「備考」欄に、質

権が設定されている場合にはその質権者の住(居)所及び氏名を、仮差押え又は仮処分が されている場合には執行裁判所名及び事件番号をそれぞれ記載することとなつているの で、返送を受けた差押通知書副本にこれらの記載があつたときには、国税徴収法第55条 の規定による差押通知書を速やかに当該質権者又は執行裁判所等に送付すること。

4 参加差押え及びその解除の手続等について

電話加入権について参加差押えをする場合及び参加差押えを解除した場合の取扱いについては、1から3までに準ずること。

なお、この場合における参加差押通知書、参加差押調書、参加差押書、参加差押解除 通知書の様式については、別紙様式第5号から第11号までによること。

- 5 売却決定について
  - (1) 差し押さえた電話加入権を換価した場合において買受人がその買受代金を納付したときは、国税徴収法第122条の規定により売却決定通知書(別紙様式第12号)を取扱支店等に送付すること。

なお、この場合においては、国税徴収法第118条(売却決定通知書の交付)の規定により買受人に対しても売却決定通知書(別紙様式第13号)を交付しなければならないことに留意すること。

(2) 売却決定をした後の電話加入権の譲渡承認については、従前のとおり買受人に直接取扱支店等あて請求させること。

なお、電話加入権の譲渡は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社 (以下「東(西)日本電信電話株式会社」という。)の承認によつて効力を生じるのである から、売却決定通知書を取扱支店等に送達し、又は買受人に交付した後においても、 東(西)日本電信電話株式会社の譲渡承認が得られない場合には、売却決定を取り消す 必要があることに留意すること。

(3) 売却決定をした電話加入権について、東(西)日本電信電話株式会社が譲渡承認をした場合は、当該電話加入権に対する質権は消滅し、その電話加入権質原簿は除去されるものであること。

附 則(昭和49年税第7号)

- 1 この通達は、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整 をして使用することができる。

附 則(昭和58年税第69号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整 をして使用することができる。

附 則(平成17年税第422号)

- 1 この通達は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整 をして使用することができる。

附 則(平成25年徵対第39号)

この通達は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成28年徵対第74号)

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和3年税指第125号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

### 別紙様式第1号

		送付	寸先								
					Ę	<b></b> 差押通知	書				
										年 ,	目 目
			殿								
							才	申奈川県	事務所	長	印
次の	とおり、	滞納金	2額を徴り	収するた	め、財産を差	<b>レ押さえ</b>	ます。				
滞納	住										
者	(居)										
	所										
	氏名										
滞納	督促壮	犬番号	年度	期別	税目	納期	税額	延滞金額		滞納処分費	備考
金額						限			加算		

									金額			
						円	法律	円	円	法律	円	
							によ			によ		
							る金			る金		
							額			額		
							J.	,		,	ij.	
							J.	,		,	ij.	
							J.	1		,	J.	
							1.	ı		,	J.	
差押	局番	電話	番号	语目	<b> </b> 重話機の	設置場所	斤			備	考	
差押財産	局番	電話	番号	g E	<b>電話機の</b>	設置場所	F			備	考	
	局番	電話	番号	ig II	<b>電話機の</b>	設置場所	र्ग			備	考	
	局番	電話	番号	e i	<b>電話機の</b>	設置場所	fr .			備	考	
	局番	電話	番号	e e	[話機の	設置場所	Γ			備	考	
財産	局番納処分費」欄に						π		連系	備	考	
財産	納処分費」欄に						所	属	連系		考	電話
財産「滞	納処分費」欄に							属課	連絡	各先	考	電話

- 1 この通知書は、その副本並びに差押調書(別紙様式第2号)及び差押調書謄本と併せて作成する。
- 2 「差押財産」の「備考」欄は、この通知書の副本に取扱支店等が差押登録の旨等所要 の事項を記載するために設けたものであるから、誤つて字句を記入しないよう留意する。
- 3 この通知書に記載する通知者名は、庁外においてこの通知書を作成する場合を除き神 奈川県 事務所長とする。

### 様式第2号

	取扱え	<b></b>							
				差押調書					
						年		月	日
				神奈川	県	事務所長			印
次の	とおり、	滞納金額を徴い	仅するため、	財産を差し押さえたの	で、	国税徴収法第54条の規定により、	۲	の調	書を
作成し	ます。								
滞納	住								

者	(居)												
	所												
	氏名												
滞納	督伊	足状番	年度	期別	税目	納期	税額	延滞	金額	加算	滞納如	ル分費	備考
金額		<u>크</u>				限				金額			
							円	法律	円	円	法律	円	
								によ			によ		
								る金			る金		
								額			額		
								,	J		,	J	
								,	J		,	J	
								,	J		,	J	
								,	J		,	J	
差押	局	番	電話番	<del>-</del>		電話	機の設置	置場所			備	考	
財産													
差押	調書謄	本(滞納る	<b>皆あて)を受領し</b>	ました。	•					•			
										年	月	日(	)

作成要領 この調書の謄本には、次のように記載する。

1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから(「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、\*の記載のあるものは次の理由が生じたことから)、国税徴収法第47条第1項第1号(「備考」欄に※の記載のあるものは同条同項第2号、また、\*の記載のあるものは同条第2項)の規定により差押えをしたものです。

(\*の理

由

)

- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この差押えに不服があるときは、この差押えのあつたことを知つた日の翌日から起算 して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この差押えについては、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方

裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

### 様式第3号(取扱支店等用)

						() 11/15		5/1/96101	1 1/1/C	
		送付先								
				差押解除	余通知書					
								年	月	日
		殿								
					神		事務所:	長		印
次の財産	至の差押えを	解除します	0							
滞納者	住(居)所									
	氏名									
差押解除	局	番	電話番号	電記	話機の設置場	景所	差	押通知書受	付	
財産							年月日	番	:号	
備考										
							連約	各先		
						所属	氏	名	電	話
作成要領						課				
						班				

- 1 この通知書は、その副本及び差押解除通知書(別紙様式第4号)と併せて作成する。
- 2 「差押通知書受付」欄には、取扱支店等から返送された差押通知書副本の「備考」欄

に記載されている差押通知書の受付年月日、受付番号を記載する。

なお、解除する差押えに係る参加差押えが差押えの効力を生じたものであるときは、 「差押通知書受付」欄に「参加」と冠記する。

3 「備考」欄には解除する差押えについて、差押えの効力を生ずべき参加差押えがある場合に、その参加差押えをした行政機関等の名称を記載するほか、差押解除の理由等必要と認める事項を記載する。

### 様式第4号(滞納者用)

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

		取扱支店等							
			差押解除	余通知書					
							年	月	日
	様								
				神奈	川県	事務所長			印
次の財産の	差押えを解除し	しました。							
滞納者	住(居)所								
	氏名								
差押解除財	局	番	電話番号	電話機の	設置場所	差押	通知	書受付	
産						年月日		番	子
備考									
								•	

### 様式第5号(取扱支店等用)

送付先				
	参加差押通知書			
		年	月	日

			殿										
								申奈川県		事務所	長		印
					め、参加差		した。						
		第86条第	第2項の別	見定によ	り通知しまっ	す。 							
滞納	住												
者	(居)												
	所												
滞納	氏名	大番号	/r: ##	#901	24 0	VH ₩0	124 WZ	7.1°. \\	人物	1	attro-h-h	п八曲	/#: #.
金額	省促礼	人番万	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞	金領	加算	滞納如	心が貧	備考
並領						PIX				金額			
							円	法律	円	五領	法律	円	
							1 1	によ	11	1,1	仏庫によ	11	
								る金			る金		
								額			額		
									<i>y</i>			<i>y</i>	
									ı,			<i>y</i>	
									<i>y</i>			<i>y</i>	
								,	,		,	,	
参加	局	番	電話	L i番号		電話機の	設置場所	 折			L 備	考	
差押													
財産													
		執行	機関名					差	<b>上押年月</b>	日	年	月	日
	1				1					連維	各先		
								所	属		氏名		電話
作成要	領								課				

- 1 この通知書は、「別紙様式第6号」から「別紙様式第8号」までと併せて複写により作成する。
- 2 「参加差押財産」の「差押年月日」欄には、参加差押えが差押えの効力を生じたものであるときは、当該参加差押通知書の年月日を記載し、「差押年月日」欄に「参加」と冠記

# 様式第6号

		取扱	支店等											
						参	加差押調	問書						
												年	三月	日
								神	#奈川県		事務所	長		印
次の	とおり、	、滞納金	金額を徴り	収するた	め、国	脱徴収法	等86条	第1項の	規定に』	より参加	差押える	とします	0	
滞納	住													
者	(居)													
	所													
	氏名													
滞納	督促壮	犬番号	年度	期別	税目		納期	税額	延滞	金額		滞納匁	心分費	備考
金額							限				加算			
											金額			
								円	法律	円	円	法律	円	
									によ			によ		
									る金			る金		
									額			額		
									,	IJ.		,	J	
									,	IJ.		ı	)	
									,	IJ.		ı	)	
									,	IJ.		J	J.	
参加	参加 局番 電話番号						電話機の	設置場所	听			備	考	
差押	差押													
財産	財産													
		執行相	幾関名						差	<b>E押年月</b>	F	年	月	H

		取扱う	支店等							参加差	<b>差押書</b>				
参加	所在					•							年	月	日
差押	地														
先の	名称														
執行															
機関															
									殿						
									神奈	川県	Ę	事務所長	Ę		印
次の	)とおり	、滯納	金額を復	數収する	ため、	国税徴	収法第8	86条第1	項の規定	定により	参加差	押えを	します。		
滞納	住														
者	(居)														
	所														
	氏名		•	1	ı			1		1			1		
滞納	督促壮	犬番号	年度	期別	税目		納期	税額		延滞	金額		滞納如	心分費	備考
金額							限					加算			
											ı	金額		ı	
									円	法律	円	円	法律	円	
										によ			によ		
										る金			る金		
										額			額		
										,	,		,	"	
										,	7		,	7	
										,	7		,	7	
										,	7			7	
参加	局	番	電話	番号			電話	幾の設置	置場所				備	考	
差押															
財産															
										ı			ı		
			幾関名							差	押年月		年	月	日
	<b>ド納処分</b>	費」欄	に掲げ	た金額に	<b>は、こ</b> の	通知書	作成の	日までの	のもの			連組	各先		1
です。										所	属		氏名		雷話

課	
班	

## 様式第8号(滞納者用)

										() 13/12/	N P 117±2	C/9611	111/1/	
	取扱う	支店等												
							参加	差押通	知書					
												年	月	目
		核	Ŕ											
								神	奈川県	Į	事務所長			印
次の	のとおり	)、滯納	内金額を	徴収す	るため	、既に	滞納処	分によ	る差押えがされ	hてい?	る財産について	て国税復	收収法第	等86条
第1項	の規定	により	参加差	押えを	しまし	たので、	同条第	第2項の	規定により通	知しま	す。			
滞	住													
納	(居)													
者	所													
	氏													
	名													
滞	督	促状	年度		期	税	納	税	延滞金額	頁	加算金額	滞納	処分	備
納	番	:号			別	目	期	額				1	貴	考
金							限							
額								円	法律によ	円	円	法	円	
									る金額			律		
												に		
												ょ		
												る		
												金		
												額		
									11			,	IJ.	
									"			,	IJ	
									"			,	IJ	
									11			,	IJ.	
参	局	番	信用	<b>電話番</b> 号	<u>コ.</u> プ		電	話機の	設置場所			備考		

加						
差						
押						
財	執行機関名		差押年月日	年	月	目
産						

1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから(「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、\*の記載のあるものは次の理由が生じたことから)、参加差押えをしたものです。

(\*の理

由

)

- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 3 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この通知書に記載されている処分については、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。」に、「の翌日から起算して3か月」を「の翌日から起算して3か月

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

#### 様式第9号(取扱支店等用)

送付先	
参加差押角	<b>军除通知</b> 書

		殿						年	月	目
					神	奈川県	事務所	長		印
		押えを解除								
		₹3項の規定! 	こより通知し	/ます。 						
滞納者	住(居)所									
	氏名									
参加差押	局	番	電話番号	電話機の設	置場	詩所	参加	差押通知書	受付	
えを解除							年月日	番号		
する財産										
		執行機関名	1					<u> </u>		
							連絡	各先		
						所属	氏	名	電	話
						課				
作成要領						班				

この通知書は、「別紙様式第10号」及び「別紙様式第11号」と併せて複写により作成する。

## 様式第10号(参加差押先執行機関用)

		取扱支店等						
		参	加	差押解除通知書				
参加差	所在地					年	月	日
押先の	名称							
執行機								

関									
					殿				
					神奈川県	事務所長		印	
次のと:	おり、参加	差押えを角	解除します。						
国税徴	収法第88条	第1項の規	定により通	知します。					
滞納者	住(居)								
	所								
	氏名								
参加差	局番 電話番		電話機の	参加差押通知書受付					
押えを			号					番号	
解除す									
る財産									
		執行機関名							
						連絡先			
					所属	氏	名	電話	
					課				
					班				

## 様式第11号(滞納者用)

取扱支店等	
参加差押解除通知	1書
	年 月 日
様	

				神奈川県	事務所長	印
次のとおり	、参加差押え	を解除しました	• 0			
国税徴収法	第88条第1項の	規定により通	知します。			
滞納者	住(居)所					
	氏名					
参加差押え	局番		電話番号	電話機の設置場所	参加差押证	通知書受付
を解除する					年月日	番号
財産						
		執行機関名			•	•

## 様式第12号(取扱支店等用)

				い用が	口平生未	况俗上	14剂定丁	マ空ノ
	送付	寸先						
			売却決定通知書					
						年	月	日
	殿							
				抽去川頂	市办正目			ĽН
				神奈川県	事務所長			印
次のとおり、	換価財産の売却液	央定をしました。						
国税徴収法第	3122条第1項の規	定により通知しま	<b>ます。</b>					
買受人	住(居)所							
	氏名							
滞納者	住(周	引所			·			
	氏	名						

売却した財産	局番	電話番号	電話機の設置	売却価額
			場所	
				円
	代金納付年月日	年月	日	

備考 「売却した財産」欄に記載してある電話加入権について、質権設定の登録がされて いるときは、その電話加入権の譲渡承認をされた後に質権を抹消してください。

## 様式第13号(買受人用)

				(用紙	日本産業規	L格 $A$	14統:	長型/
	取扱	支店等						
			売却決定通知書					
						年	月	日
	様							
				神奈川県	事務所長			印
次のとおり、	換価財産の売却	決定をしました。						
国税徴収法第	5118条の規定に。	より通知します。						
買受人	住(居)所							
	氏名							
滞納者	住()	<b>居</b> )所						
	氏	:名						
売却した財産	局	番	電話	番号	電話機の設置	Ē	売却価	額
					場所			
						円		
	1		l .		l .	-		

代金納付年月日	年	月	日	
---------	---	---	---	--

備考 この売却決定通知書により東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対して、権利移転の手続をとつてください。なお、権利移転について東日本電信電話株式会社の承認が得られないときは、売却決定を取り消します。